

管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
1 大学の設置・運営要件の緩和								
00801	一般社団法人 広島二葉倶楽部	全国初「国際平和文化・医療の聖地」の創設	<p>●国際平和文化・医学医療の聖地の創設 広島は、(公財)放射線影響研究所による原爆被ばく者を対象にした長期間にわたる健康影響調査や、放射線被ばく者医療国際協力推進協議会による被ばく者医療の国際貢献事業など、原爆放射線被ばくによる健康問題を研究し、その成果を国際協力で活かす事業で大きな成果を上げてきた。 この成果を生かし、さらに新たな事業を展開するため、放射線の健康影響に関する研究やその成果を世界中の専門家に伝達するため、新たな研究所と国際的な専門教育のための卒業教育機関を設立する。 その成果の下、チェルノブイリや福島原発での第3事故の教訓を踏まえ、現在世界に400基以上もある原子力発電所などの原子力施設で働く労働者や災害の安全・健康管理推進とともに、万が一事故が起きた場合に周辺住民の安全対策に当たる人材育成を通じて、国際平和・協力に貢献する。 このように「広島だから可能な」国際平和貢献は放射線研を土台に、以下6つの提案(+1)、バーチャル特区によって、被爆地広島市の長年の悲願である、核戦争防止と世界平和を実現するための国際的拠点にする。</p> <p>①国際原子力防災医療研究所&国際放射線リスクマネジメント大学院新設 原爆被ばく者や福島原発緊急作業従事者を対象とした、被ばく者の疫学研究で蓄積されたデータを基に、放射線リスク研究を進め、新たな卒業教育機関を設け、その成果を放射線リスクマネジメントの研究と担当専門教育に生かす。新たに原子力発電所等の災害の住民や作業者の健康確保を図るための研究機関を日本政府主導のもと世界各国との協力で「国際原子力防災医療研究所」(仮称)を立ち上げる。</p> <p>②大規模避難施設・物流集積センターの整備 南海トラフ三連動地震の等の災害への対応。通常は食品等の大規模な物流の拠点。災害時は避難施設や情報発信、食料品等の供給拠点にする。物流業者によって管理を行う。</p> <p>③国際的高齢者施設(仮称)・国際以下総合病院との提携 アンチエイジングの研究成果を生かし、高級感溢れるリゾート感覚で生活できる国際的高齢者エンジョイ施設。生涯移住型の高齢者施設を新設し、入所者の健康度、専門性に合わせた労働が続けられるように、多業種の受け入れ可能な事業所を誘致する。健康度に合わせた仕事を続けることにより、結果的にアンチエイジングをはかる。 更に高齢者医療の専門施設と人材を用意し、認知症、終末医療までを含めた高齢者のための高度医療を充実させ、魅力ある終の棲家を提供する。</p> <p>④国際医科総合病院の新設 インバウンド外国人医療ツーリズムの受入とグローバル医療人材の育成を目的としたワールドクラスの多国籍総合病(自由診療)を設立する。</p> <p>⑤都市型里山の森づくり&特区居住者施設 森林都市構想をイメージした都市型里山を整備。合わせて居住施設等を整備。世界的なコンペによって、様々な住宅、マンションを国内外の研究者などの居住施設用として整備する。</p> <p>⑥国際会議施設の整備 世界1万人都市加入を目指す「平和首長会議」の開催のため、1万人規模の国際会議場を整備する。大ホテルを併設して中・四国の医療観光ツーリズムの拠点にする。</p>	<p>大学院の新設には、大学院設置基準および、教育に関しては学校教育法、それに基づく諸基準に従う必要があるが、途上国を中心とした各国からの学生を受け入れるためには、学生数、修業年限、教育科目、入学資格、学位授与基準などを各国の事情に合わせ柔軟に運営する必要がある。 これら各国から教員や研究者を受け入れるためには、教員資格や滞在資格の運用を柔軟にする必要がある。</p>	<p>・学校教育法 ・大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準(平成15年3月31日 文部科学省告示第45号)</p>	<p>大学院設置のための施設基準、教員資格、学生定員、修業年限、また開学後の教育、学位授与基準など教育内容を規定する学校教育法を、各国の事情に合わせ柔軟に運用できるようにする。 教育・研修目的に合わせ、医師免許、看護師免許などの資格適用条件を緩和する。</p>	<p>文部科学省 厚生労働省</p>	<p>御提案の「各国の事情に合わせ柔軟に運営する必要」の趣旨が明確ではないが、仮にそれが外国から留学生や教員を受入れるために個々の相手国の事情に応じて我が国の基準を変えることであるとすれば、大学院の教育研究水準の確保という大学院設置基準の趣旨に照らして、実現は困難であると考えます。</p>

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
04701	東京都	治験の促進のため敷地内宿泊施設の運営の許可	<ul style="list-style-type: none"> 臨床試験に参加する場合は一定期間、医療機関への入院が必要であり家族が帯同する場合もある。海外においては、付添いの家族のための宿泊施設が病院に併設されている場合もあり、臨床試験の参加者数の募集に一定の寄与をしていると考えられる。 大学施設内において、治験参加者やその家族が長期間滞在できる宿泊施設の運営を許可する。 現時点では、国立大学の業務の範囲において、営利活動の明確な規定がなされておらず、営利活動は認められないと解釈されている。(業務委託は可。) 	大学敷地内における業務範囲規定	国立大学法人法第22条	大学敷地内での営利企業の単独での営利活動の追加(委託業務を除く)	文部科学省	<p>国立大学法人はその業務に附帯する業務(附帯業務)を行うことが可能であり(国立大学法人法第22条第1項第8号)、ご提案の大学病院の治験参加者の親族の宿泊施設を設置・運営することについて、附帯業務に該当するのであれば、現行でも可能である。また、その設備・運営にあたって、PFIを導入し、国立大学法人等が民間事業者と連携してそれを行うことも可能である。</p> <p>加えて、上記に該当しない場合でも、第190回国会において国立大学法人法を一部改正し、その対価を教育研究水準の一層の向上に充てるため、教育研究活動に支障のない範囲に限り、文部科学大臣の認可を受けて、国立大学法人は土地等を第三者に貸し付けることができることとしたところ。</p> <p>本改正法については平成29年4月1日を施行とし、現在、それに向けて文部科学大臣の認可基準等について検討中であるが、施行日以降、大学等より申請をいただき、文部科学大臣の認可をうけたのであれば、ご提案の事業者に対して大学が土地等を貸し付けることは可能となる。</p>
04702	東京都	治験の促進のため敷地内宿泊施設の運営の許可	<ul style="list-style-type: none"> 臨床試験に参加する場合は一定期間、医療機関への入院が必要であり家族が帯同する場合もある。海外においては、付添いの家族のための宿泊施設が病院に併設されている場合もあり、臨床試験の参加者数の募集に一定の寄与をしていると考えられる。 大学施設内において、治験参加者やその家族が長期間滞在できる宿泊施設の運営を許可する。 現時点では、国立大学の業務の範囲において、営利活動の明確な規定がなされておらず、営利活動は認められないと解釈されている。(業務委託は可。) 	大学施設等の行政財産の一部について譲与や貸付を制限	国有財産法第18条	大学が敷地内に設置した宿泊施設について、企業への貸付を可能とする。	文部科学省	<p>第190回国会において国立大学法人法を一部改正し、その対価を教育研究水準の一層の向上に充てるため、教育研究活動に支障のない範囲に限り、文部科学大臣の認可を受けて、国立大学法人は土地等を第三者に貸し付けることができることとしたところ。</p> <p>本改正法については平成29年4月1日を施行とし、現在、それに向けて文部科学大臣の認可基準等について検討中であるが、施行日以降、大学等より申請をいただき、文部科学大臣の認可をうけたのであれば、ご提案の事業者に対して大学が土地等を貸し付けることは可能となる。</p>

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
2 「教育課程特例校」制度等の申請手続き主体の拡大								
08901	一般社団法人 新経済連盟	21世紀型素養教育の実現	特区内の小学校と中学校が合同で「教育課程特例校」制度、「研究開発学校」制度を申請可能とする。	既存の「教育課程特例校」制度、「研究開発学校」制度は各学校単位で独自の取り組みを行うものであるため、大半の生徒は小学校のみ、あるいは、中学校のみでそのような授業を受けることとなり、義務教育課程を一通り一貫してそれを受けることができない。	小学校学習指導要領、 小学校学習指導要領解説、 中学校学習指導要領、 中学校学習指導要領解説	特区内の小学校と中学校が合同で「教育課程特例校」制度、「研究開発学校」制度を申請可能とする。	文部科学省	域内の小学校、中学校が合同で教育課程特例校や研究開発学校の申請をして、小中一貫教育を行うことは従来から可能であった。 ただし、「学校教育法等の一部を改正する法律(平成27年法律第46号)」が、平成27年6月24日に公布、平成28年4月1日から施行され、小中一貫教育制度が導入されたことに伴い、小中一貫教育に係る取組については、設置者の判断で活用可能な教育課程の特例(※)が創設されており、当該制度を活用すれば、教育課程特例校制度及び研究開発学校制度の活用が不要となっている。 ※ 義務教育学校や小中一貫型の小・中学校において小中一貫教育を行う場合に特色ある教育課程を編成(小中一貫教科等の設定、指導内容の入替え・移行)することができるように設けられた特例であり、文部科学省告示第五十四号「中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程の基準の特例を定める件」及び第五十五号「義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の基準の特例を定める件」で定められている。
3 特別公益増進法人の認可対象の拡大								
09801	浜松市	【農・工・旅連携グローバル人材特区③】 外国人学校の特定公益増進法人の認可	学校法人の認可を得ている外国人学校が、特定公益増進法人として認められる際の基準を緩和する。 これにより、外国人学校への民間資金援助を推進し、外国人学校の経営の安定と、事業の充実を図る。さらに特定公益法人化を契機として、外国人学校と地域の企業や民間団体との連携や交流を促進する。	国際バカロレア認定校やインターナショナルスクールは寄付控除の対象となる特別公益増進法人として認められているが、日系ブラジル、ペルー人子女のための外国人学校は認められていない。	文部科学省告示第59号[H15年3月31日]	同様の外国人学校である国際バカロレア認定校やインターナショナルスクールは特別公益増進法人として認められているので、国家戦略特区内の日系ブラジル、ペルー人子女のための外国人学校に限り、非営利、日本語教育課程の必修などの条件を付して、日系人を主たる対象とする外国人学校を認可対象に加える。	文部科学省	研究者・技術者など海外の優秀な人材を受け入れ、対内直接投資を促進する趣旨に基づき、平成15年文部科学省告示第59号による文部科学大臣と財務大臣の協議の結果、「特別公益増進法人」となり得る学校については、学校法人(各種学校のみを設置する準学校法人を含む)立であって、各種学校としての設置認可を受けているもののうち、①外交・公用・または家族滞在の在留資格で在留する外国人の子どもに対して教育を行うことを目的とするもの、②国際バカロレア等国際的な評価機関が認定するものいずれをも満たすことを要件としているところです。 したがって、ご提案の日系ブラジル、ペルー人子女のための外国人学校については、以上の告示の趣旨および要件に鑑み、文部科学省告示第59号の対象とすることは困難と考えます。 一方で、昭和40年大蔵省(現財務省)告示第154号による「指定寄附金」制度については、「特定公益増進法人」と比較して、目的の範囲が各種学校の校地・校舎の取得や建設等に充てるためと限定されているものの、一定の基準を満たした準学校法人立の各種学校に対して適用されるものであり、ご提案の日系ブラジル、ペルー人子女のための学校に対しても適用される余地があるものと考えます。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
4 株立学校等のイコールフットイング								
09001	一般社団法人 新 経済連盟	学校の多様化	株式会社立の学校については、会社法人と学校法人との経営・運営面におけるイコールフットイングを確保する。	現在、「構造改革特区」として認められた株式会社立学校が存在するが、学校法人と異なり、法人税が課税され、また私学助成金の対象ともならない。	構造改革特別区域法第12条 規制の特例措置316番(「学校設置会社による学校設置事業」)	株式会社立の学校についても、学校法人と同様に、法人税免税と私学助成金の対象とする。	文部科学省	○法人税免税の対象とすることについて 学校を設置する株式会社に対する税制上の優遇措置については、株式会社に対する課税制度の中で、税制の公平性の観点も踏まえながら検討されるべきものと考えており、慎重な検討が必要であると考えています。 ○私学助成金の対象とすることについて 学校を設置する株式会社を私学助成の対象とするためには、株式会社等が学校法人のような規制等を受け、憲法第89条の「公の支配」に属することが必要と考えますが、そのために学校法人と同程度の要件や規制を課すことすれば、様々な規制を受けることなく、株式会社等の特性を生かしたまま学校を設置することができる特例を認めた趣旨に反することとなるため、慎重な検討が必要であると考えています。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
5 文化財の利活用に係る要件の緩和								
'04201	和泉市	文化財(史跡)を活用した「憩いと賑わいの空間」の創出	○和泉市には貴重な文化財(史跡)である「池上曽根遺跡(弥生時代の環濠集落跡)」が存在するが、市の財政的な課題などにより、史跡公園としての整備は進んでおらず、未整備区域については遊休地の状態で観光振興にもつなげていない。 また、この「池上曽根遺跡」は、大阪府の主要幹線道路である国道26号に面しており、その敷地活用についてのポテンシャルは非常に高い。 このことから、歴史的な文化財である史跡公園の遊休地を国道沿線のサービスエリアとして活用し、相乗効果による活性化をめざす。 施設整備内容は、サービスエリア機能としての駐車場、トイレ施設、カフェやレストラン、物販施設などの他、スポーツレクリエーション施設やアミューズメント施設などを併設する「複合型サービスエリア」を想定し、民間活用手法を用いて整備する。	文化財(史跡)敷地における目的外の施設整備が困難	文化財保護法125条	「形状変更等の制限」に係る許可要件の緩和	文部科学省	文化財保護法は文化財の保存及び活用を図ることを目的としており、実際の運用としても文化財の本質的価値に影響しない範囲での現状変更を認めています。 このため、ご提案にあるような目的外の施設整備について現状変更を認めてしまうと、国民共有の財産であり地域の資産でもある史跡の適切な保存を図りつつ、これを円滑に活用することができなくなるため、御提案いただいた内容を実現することは困難であると考えます。 なお、史跡池上曽根遺跡については、和泉市が主体となって策定された「史跡池上曽根遺跡整備基本計画報告書」において、保存と活用に係る必要な方針が定められており、その中で当該遺跡の史跡公園の整備に向けた計画が定められているものと承知しています。文化庁として史跡公園の整備に当たって必要な支援をすることも可能ですので、事前に御相談いただくことをお勧めします。
'04203	和泉市	文化財(史跡)を活用した「憩いと賑わいの空間」の創出	○和泉市には貴重な文化財(史跡)である「池上曽根遺跡(弥生時代の環濠集落跡)」が存在するが、市の財政的な課題などにより、史跡公園としての整備は進んでおらず、未整備区域については遊休地の状態で観光振興にもつなげていない。 また、この「池上曽根遺跡」は、大阪府の主要幹線道路である国道26号に面しており、その敷地活用についてのポテンシャルは非常に高い。 このことから、歴史的な文化財である史跡公園の遊休地を国道沿線のサービスエリアとして活用し、相乗効果による活性化をめざす。 施設整備内容は、サービスエリア機能としての駐車場、トイレ施設、カフェやレストラン、物販施設などの他、スポーツレクリエーション施設やアミューズメント施設などを併設する「複合型サービスエリア」を想定し、民間活用手法を用いて整備する。	国庫補助事業において目的外利用をした場合に補助金の返還が求められる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	補助事業の目的外利用における補助金返還要件の緩和	財務省 文部科学省	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律は、補助金の不正な申請及び使用並びに交付決定の適正化等を図ることを目的としています。また、文化財保護法では文化財の保存及び活用を図ることを目的としており、実際の運用としても文化財の本質的価値に影響しない範囲での現状変更を認めています。文化庁としてもこれらの法の趣旨を踏まえた上で、学術上貴重な史跡池上曽根遺跡を良好な状態で保存・整備・活用するため当該指定地の公有化に対して一定の金額を補助してきたところです。 このため、ご提案にあるような目的外利用における補助金返還要件を緩和してしまうと国民共有の財産であり地域の資産でもある史跡の適切な保存を図りつつ、これを円滑に活用することができなくなるため、御提案いただいた内容を実現することは困難であると考えます。 なお、史跡池上曽根遺跡については、和泉市が主体となって策定された「史跡池上曽根遺跡整備基本計画報告書」において、保存と活用について必要な方針が定められており、その中で当該遺跡の史跡公園の整備に向けた計画が定められているものと承知しています。文化庁として史跡公園の整備に当たって必要な支援をすることも可能ですので、事前に御相談いただくことをお勧めします。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
6 個人健康データ等の利活用のルール化								
07004	公益社団法人 西経済連合会 健康・医療専門委員会	健康・医療に関するサービス拡大・健康・医療データに関する整備他	【規制改革】 予防・未病領域を中心とした、健康関連サービスにおける情報利活用に向けたルール等の整備。	文科省・厚労省が定めた指針では、個人の生活記録や健康データ（バイタルデータ生活習慣、食習慣等）の取得にあたって、同意取得はもとより、有識者等で構成する倫理審査委員会の設置、倫理審査委員会による研究計画書の承認等が明記されていることから、ノウハウや知見を有していない民間企業は取り組むことが困難であり、健康関連サービスの開発・提供を阻害している。	人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 個人情報の保護に関する法律	事業化に向けたデータ取得で、かつ軽微な侵襲・介入である場合は指針の対象外とする等、民間企業が個人の健康データ等を活用できるルール・基盤整備（事業計画に関する相談機関の設置 等）を行う。	文部科学省 厚生労働省 個人情報保護委員会	人を対象とする医学系研究は、医学・健康科学及び医療技術の進展を通して、国民の健康の保持増進並びに患者の傷病からの回復及び生活の質の向上に大きく貢献し、人類の健康及び福祉の発展に資する重要な基盤だが、その一方で、研究対象者の身体及び精神又は社会に対して大きな影響を与える場合もあり、様々な倫理的、法的又は社会的問題を招く可能性がある。研究対象者の福利は、科学的及び社会的な成果よりも優先されなければならない。また、人間の尊厳及び人権が守られなければならない。 このため文部科学省及び厚生労働省においては、研究者が人間の尊厳及び人権を守るとともに、適正かつ円滑に研究を行うことができるよう、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」において、全ての関係者が遵守すべき事項を定めている。 人を対象とする医学系研究に該当する研究を実施される場合は、研究対象者の福利を優先し、指針に則り適切に研究を実施していただく必要があることから、最終的に事業化を目指すことを理由に指針の対象外とすることは適当ではないと考える。 なお、指針については、その内容を解説するガイダンスを公開しており、当該ガイダンスにおいて研究者等に対してより分かりやすい解説を提供できるよう努めたい。

管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
7 留学生の受入れ・就業促進								
00601	株式会社ユニテッドオーシャンホールディングス	株式会社立インターナショナルスクールで学ぶ外国人に対する留学ビザの発行	ニュージーランドのオークランドインターナショナルカレッジの日本分校を2018年に香川県丸亀市に開校する予定です。同校は16歳以上を対象にした国際バカロレア機構認定の国際高校で、株式会社で運営を行います。 世界的視野に立ち価値ある貢献のできる国際的リーダーの育成を教育理念として掲げ、IBディプロマを取得した上で国内外の名門大学へ進学出来るように指導を行います。 特色の二つ目は日本の文化や伝統を海外に発信できる人材を育成することにあります。日本文化をはじめリベラルアーツ教育にも力を入れ、和魂漢才、和魂洋才に倣い「和魂グローバル才」を標榜します。 さらに3つ目の特色として来るべきシンギュラリティの時代を生き抜くために最先端のITスキルとアントレプレナーシップの養成を目指し、国内外のエンジニアや企業家との交流を行います。 一方、国内各地に分校展開を企図しており、運営は株式会社が行うことで将来のIPOを念頭に入れています。海外の若者にも日本文化に対する理解を深めてもらうという観点からも、また日本人生徒に多様性を実感してもらうという観点からも世界から留学生を受け入れることが望ましいと考えています。	学校法人以外で学ぶ外国人に留学ビザが発行されるのは日本語教育機関のみであり、インターナショナルスクール等のフリースペースには認められない。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号	日本語教育機関以外の株式会社立フリースクール、特にインターナショナルスクールに入学する外国人に対して留学ビザの発行を認め、日本で学ぶ機会を提供する。	法務省 文部科学省	出入国管理及び難民認定法において「留学」の在留資格で行うことができる活動は、「本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。))若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動」と定められており(同法別表第一の四)、御提案の機関において在留資格「留学」で外国人を受け入れるためには、当該施設が「設備及び編制に関してこれらに準ずる機関」であると認められることが必要であるが、現在のところ、この点についていただいた提案からは判断できず、対応は困難である。
04401	①京都市 ②(公財)大学コンソーシアム京都(共同提案)	「大学のまち・学生のまち京都」における「学位を取得した留学生の就労支援」	大学コンソーシアム京都に加盟する50校の大学・短大(大学院を含む。)を卒業(学位を取得)した留学生在が、京都市及び京都商工会議所が審査・認定を行っている中小企業等(※)に就労する場合は、国(法務省入国管理局)に提出する書類及び審査を、上場企業等と同様に簡素化する。 (※) ①京都市が行っている認定企業 「オスカー認定企業」(27年度:160社)、「Aランク認定企業」(27年度:120社)、「知恵創出”目の輝き”認定企業」(27年度:12社)、「これからの1000年を紡ぐ企業認定」の企業(28年度:6社) ②京都商工会議所が行っている認定企業 知恵ビジネスプランコンテスト(27年度:41社)	留学生在が中小企業に就職しようとする場合、企業の概要や労働条件、業務内容を詳細に記した資料等の提出が求められるとともに、厳格かつ長期(60日間)にわたる審査があり、雇用を検討する企業側の負担が大きだけでなく、留学生の不安定な立場が長くなるなど、企業の留学生を雇用する上での阻害要因となっている。	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項第2号、第20条、別表第一の二、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第三、法務省HP	大学コンソーシアム京都に加盟する大学・短大(大学院を含む。)を卒業(学位を取得)した留学生在が、京都市及び京都商工会議所が審査・認定を行っている中小企業(※)に就労する場合は、国(法務省入国管理局)に提出する書類及び審査を、上場企業等と同様に簡素化する。 (※) ①京都市が行っている認定企業 ・「オスカー認定企業」(160社) ・「Aランク認定企業」(120社) ・「知恵創出”目の輝き”認定企業」(12社) ・「これからの1000年を紡ぐ企業認定」(6社) ②京都商工会議所が行っている認定企業 ・知恵ビジネスプランコンテスト(27年度:41社)	法務省 文部科学省	上場企業については、公表資料等により当該企業の活動実態が明らかとなっていることを踏まえて、提出書類の一部簡素化を行っているものであり、他の企業と取扱いが異なることには合理性が認められるものと考えている。 他方で、提案主体である地方公共団体が適切に関与する枠組みにおいて、当該地方公共団体が参加企業の活動実態を詳細に把握しているような場合には一定の提出書類の簡素化を検討する余地があるため、「大学コンソーシアム京都」に係る詳細(京都市による審査・認定手続の詳細を含む。)について御教示いただきたい。

管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
8 在留資格「特定活動」に係る許可要件の緩和								
07301	北九州市	アマチュアスポーツ選手の在留資格取得に係る要件緩和について	本市の実業団スポーツは、オリンピックのマラソン日本代表選手を輩出したり、社会人都市対抗野球大会に出場したりするなど、全国的にも好成績を収めている。これら地元の実業団の活躍は、企業の広告塔としてのPR効果があるほか、市内外の地元意識の高揚やシンビククラブの醸成にもつながっている。 また、来る2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、今後メダルの獲得が期待できるような若手選手の育成も重要であり、そのためには、国際レベルの海外アマチュアスポーツ選手と切磋琢磨しながら、日タレニングを積むような環境づくりが求められている。 については、在留資格「特定活動(アマチュアスポーツ)」の緩和により、海外の実力のある外国人選手を地元の実業団に受け入れ、スポーツによる地域活性化と個々の選手の能力向上を図るとともに、受け入れ相手国とのネットワークの構築等をスポーツの大規模大会誘致にもつなげることで、本市の魅力向上を図る。	法務省告示第131号(H2年5月24日)「特定活動(アマチュアスポーツ)に関する規定」オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者で日本のアマチュアスポーツの振興及び水準の向上等のために月額25万円以上の報酬を受けることとして本邦の公私の機関に雇用されたものが、その機関のために行うアマチュアスポーツの選手としての活動。	法務省告示第131号(H28/3/15改正：第140号)「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件」	実業団クラブが入国させることを希望する外国人アマチュアスポーツ選手について、提出書類に基づき、専門家等の審査の上、国際的な競技会に出場する者と同等の能力を有すると判断した者について、本市が確認書を交付することによって半年間の在留資格を与える。 また、半年間のうちに、国際的な競技会に出場した場合には在留資格の更新を可能とする。	法務省 文部科学省 厚生労働省	御提案を検討する前提として、「国際的な競技会への出場経験はないが、月額25万円以上の報酬を支払って、実業団クラブが入国させることを希望する外国人アマチュアスポーツ選手」とは、具体的にどのような者の受入れを想定しているのか、「専門家等の審査の上、国際的な競技会に出場する者と同等の能力を有すると判断」とは、数多くのスポーツがある中で誰がどのような基準により判断することを想定しているのか、詳細に御指示いただきたい。
9 ワンストップセンター								
09901	浜松市	【農・工・旅連携グローバル人材特区④】「外国人ワンストップセンター」による監理体制の強化	外国人を雇用しようとする中小企業が、迅速に入管での可否を判断、アドバイスを受けられるようにするため、「外国人ワンストップセンター」内に「永住・在留相談センター」を設置するが、同時にこのセンターに外国人材を雇用する中小企業や紹介団体等が適切な雇用条件を遵守しているかを管理する権能も持たせる。 この「外国人ワンストップセンター」は、浜松市が設置することを想定しているが、その管轄範囲は同様のニーズのある地域が隣接自治体等にあるならば、より広域であるほうが効率的である。 そこで広域的な第三者監理協議会(構成：県、市、教育委員会、県警、地方入国管理局、県労働局、地方経済産業局など)を組織する。	実際に市内の中小企業である宝翔や静岡国際言語学院から、制度を悪用する事案が報告されており、そのような問題が起きることが無いよう厳しい指導や、関係者間の連携強化が必要であるとの意見があった。	法務省組織令第七十五条別表第二(「外国人ワンストップセンター」の権能を、出入国管理局の支局並みにする場合)	「外国人ワンストップセンター」に関し、広域的な第三者監理協議会(構成：県、市、教育委員会、県警、地方入国管理局、県労働局、地方経済産業局など)を組織するにあたっては、特区における規制緩和を経済波及効果に繋げていくためにも、隣接する東三河地域、さらには愛知県全体との連携も考えて協議・運営していく。	警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	(調整中)